平成２２年（フ）第８１号
宮城県遠田郡美里町牛飼字清水江201番地１
債務者　佐藤　浩子
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字曲り畑38番地
債務者　大山めぐみ
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
岐阜市北野町51番地
債務者　山田麻梨絵こと中村麻梨絵こと　愼麻梨絵
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２８６号
岐阜県関市武芸川町宇多院337番地
債務者　櫻井　信子
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２６号
岐阜県本巣市随原426番地８
債務者　福山　利朗
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３３６号
岐阜市下新町６番地
債務者　村瀬　浩子
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
静岡県賀茂郡河津町下佐ケ野33番地の４
債務者　榎本　正子
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第６８１号
愛知県津島市皆戸町９番地
債務者　間瀬　亜美（旧姓前原）
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２５１号
愛知県津島市愛宕町９丁目51番地　愛宕雇用促進住宅１棟301
債務者　幸澤　綾野
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１７号
神戸市北区甲栄台２丁目１番10―13号
債務者　難波賀津惠
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２０号
神戸市須磨区竜が台３丁目６番地市営竜が台住宅１―706号
債務者　岡田　義昭
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２１号
神戸市須磨区竜が台３丁目６番地市営竜が台住宅１―706号
債務者　岡田　康乃
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６７号
神戸市灘区福住通５丁目２番14―501号
債務者　リマインドこと　永井　敏克
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９０号
神戸市垂水区青山台４丁目２番６―533号
債務者　田中　宏一
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１１号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の18夢野団地３―212号、従前の住所神戸市東灘区青木２丁目６番10―413号
債務者　岡田　暁子（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１３号
兵庫県三田市高次２丁目13番５号、従前の住所兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地13棟102号
債務者　中冨建築こと　中冨　明美
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１５号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番161―402号
債務者　出田ルリ子
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部